

平成 28 年度第 3 回 公契約審議会議事録

平成 28 年度第 3 回 公契約審議会 平成 29 年 2 月 28 日 (火) 午後 3 時～午後 3 時 45 分 東 41 会議室	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、清水委員、長坂委員、中原委員
事務局	鈴木財務部長・榎本契約検査課長・長濱契約検査課長補佐・岩田契約検査課長補佐
契約検査課長 財務部長 石原会長  課長補佐 石原会長 各委員 石原会長  課長補佐  委員  委員	開会宣言 挨拶 挨拶 資料 1 前回審議会の確認事項について事務局より説明をお願いします。 説明 (資料 1 前回審議会の確認事項について) 質問・意見ありませんか。 (意見なし) それでは次の議題に移らせていただきます。 資料 2 設計労務単価の設定のない職種の労働報酬下限額について事務局より説明をお願いします。 説明 (資料 2 設計労務単価の設定のない職種の労働報酬下限額について) 労働報酬下限額についてはこれまでの議論の中で、設計労務単価の 75% の額とするといったように低い額で抑えている部分もありましたが、今回の設定については直近年度の比率を参考にしながら、労働者の処遇向上ということも含め額を検討していただきたいと思います。 今回案として提示された額は建築ブロック工を例にとると、直近年度の比率又は直近 3 年間の最小比率をとる場合で 2,470 円、直近 3 年間の平均比率をとる場合で 2,505 円と、前年度に設定されていた 835 円と比べ大幅に上昇しています。実態として賃金は類似職種を参考に支払われていると考えられますので、そちらと比べどうかまでは分かりませんが、直近年度の比率の数字の方が労働者の実態には近い額になるかと思いません。 前回の審議会の際に、1 年分のデータだけを参考に額を検討することが妥当か判断しかねると発言しましたが、直近 3 年分のデータを見る限り傾向が大きく異なる年度はなさそうですので、3 年平均比率、直近比率、最小比率のいずれを取っても問題ないかと思いません。ただ今後は職種によって非常に古い年度のデータを参考にしなければならないことが

契約検査課長	<p>あると問題ではないかと思います。</p> <p>現在最も古いデータは平成 22 年度の屋根ふき工のデータです。おそらく公共建築物で屋根ふき工の単価はあまり使われていないのではないかと思います。</p>
委員	<p>過去のデータが遡ってこれ以上古くなることは無いにせよ、今後審議をする上で、過去の数字に基づいたサンプルが 1 年ずつ古くなっていくという懸念があります。</p>
契約検査課長	<p>比率で計算しますので、上昇率、下降率という面では直近の額の伸び率は影響させていける状況になると思います。</p>
委員	<p>計算方法として最小比率を使う場合、普通作業員の比率に若干ですが近づくということですね。</p>
契約検査課長	<p>3 年間それぞれに比率を計算し、その中で最も低い年度の比率をとるという考えです。</p>
委員	<p>設計労務単価が示されない職種の金額設定方法については次年度以降に様々なパターンが考えられるため、一番事務的に煩雑でない方法をとるべきだと思いますが、事務局の提案した 3 案についてそれぞれ事務負担は異なりますか。</p>
契約検査課長	<p>計算方法としてはいずれも複雑ではなく事務的に煩雑ではありません。また金額にしても設定方法による違いは 1 % 以下から 3 % 程度までしか違いがありませんので、どの設定方法に決定しても直接大きな影響はないかと思います。</p>
委員	<p>労働報酬下限額を設計労務単価の 75% としている中、さらに最小比率を取ってしまうと二重の意味で額を低く抑える印象があります。また直近比率を取ると特定の年度だけ他の年度と大きく額が異なるような場合もありますので、そうした意味でも 3 年平均比率は一定の合理性があると思います。直近比率と 3 年平均比率だとどの程度金額に違いがあるのでしょうか。</p>
契約検査課長	<p>屋根ふき工だと 1 時間あたり 62 円の差があります。1 日 8 時間だと 500 円程度になります。</p>
委員	<p>どの方法でも極端に金額が変わるわけではありませんので、より納得しやすい方法を選んでいけば良いと思います。</p>
委員	<p>3 年平均比率をとり、普通作業員との比率で額を決めていくほうが分かりやすいかと思います。</p>
委員	<p>実際の現場においても普通作業員をベースに技術を身に着け専門職となっていくしますので、普通作業員をベースに計算するのは間違いがないかと思います。比率については最小比率とした場合最も下の数字を拾っ</p>

<p>委員</p>	<p>たような印象となってしまいます。3年平均比率とした場合でも金額面で大きな違いがなくまた分かりやすいため、3年平均比率をとれば良いかと思います。</p> <p>今回の例だと3年平均比率とする場合は直近比率とする場合に比べ労働者側に若干有利な数字となりますが、これは各年度の状況によって変わってくるということですか。</p>
<p>契約検査課長 石原会長</p>	<p>その通りです。</p> <p>それでは、設計労務単価の設定のない職種の労働報酬下限額の設定方法は、直近3年間の平均比率とすることによろしいでしょうか。</p>
<p>(各委員)</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>石原会長</p>	<p>続いて資料3 特定公契約の状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>課長補佐 契約検査課長</p>	<p>説明(資料3 特定公契約の状況について)</p> <p>資料の対象件数は予算年度で28・29年度と区分させていただいていますが、どちらの年度の労働報酬下限額を使うかは公告日で決定されます。29年度の案件についても、29年3月末に公告するものは28年度の労働報酬下限額を使う形になります。</p>
<p>委員</p>	<p>29年度は28年度に比べると特定公契約の対象案件が飛躍的に増加していますが、29年度の案件の多くが28年度の答申書に基づいた労働報酬下限額で算定されるということで良いでしょうか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>業務委託契約はおそらくそうなりますが、工事請負契約はほとんどのものが29年度に入ってから公告になると思われます。</p>
<p>委員</p>	<p>本日の答申による数字が反映されるのは必ずしも29年度の特定公契約全部ではなくその一部であり、30年度の特定公契約の対象案件には本日の答申の結果が完全に反映されるということでよろしいでしょうか。</p>
<p>契約検査課長 石原会長</p>	<p>その通りです。</p> <p>特定公契約の状況については以上でよろしいでしょうか。</p>
<p>(各委員)</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>石原会長</p>	<p>続いて資料4 答申(案)について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>課長補佐</p>	<p>説明(資料4 答申(案)について)</p>
<p>石原会長</p>	<p>答申本文の(1)工事請負契約については、直近3年間の平均とする方法に決定したのでそのような形に修正して下さい。審議内容の2行目には「熱心に」とありますが、これはこちらで書くべきではないと思いますので削除してください。また答申に委員の名前を書いておくをお願いします。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>分かりました。</p>

石原会長	誤字脱字等の誤りについては事務局と私で調整させていただきますのでご了解いただきますようお願いいたします。その他ご指摘があればお願いいたします。
委員	付記(1)に、「アンケート調査において、工事請負契約の労働報酬下限額に含まれる賃金構成について理解不足が見受けられた」とありますが、ここについて説明をお願いします。
課長補佐	労働報酬下限額の中には、基本給、臨時の給与等が含まれていますが、それについてどこまでが含まれているかについて理解不足が見受けられたということです。
委員	理解不足が見受けられた対象は請負業者でしょうか。また目的は労働者一般に周知させたいということか、それとも元請業者がより説明責任を果たすということでしょうか。
課長補佐	対象は実際の労働者です。このことはアンケートも含めた現地調査によって分かりました。
石原会長	労働者の権利という観点で言えば実際の労働者に賃金構成の考え方を分かっていたくよう踏み込んだ記述をした方が良いと思います。
委員	そうした周知を行うため、誰がどのような努力をする必要があると考えていますか。
契約検査課長	市に向けての答申を受けての動きですので、まずは市が元請業者に説明していくことが必要であると考えています。またそれを従業員の方に周知していただくという、この2通りのことが必要であると考えています。
委員	業者側の観点からすると、請負業者に周知を指示されてもどのような説明が必要か分かりませんので、行政からこういった方法で労働者に説明を行えばよいか示していただけると良いです。
財務部長	そういった趣旨の答申を市にされたと理解していますので、市から何らかの対応策をお示しする形になると思います。
委員	本日の答申で決定する労働報酬下限額について、実際の運用として現場に額が示されるときに、3年平均比率で出した額はどのように表現されるのでしょうか。
契約検査課長	今までの考え方だと労働報酬下限額の一覧表には算出された金額を入れ、計算方法についての表記はチラシ等には掲載しない予定です。
委員	計算方法については労働者の皆さん等には分からない形となりますか。
契約検査課長	マニュアル等では細かい考え方を掲載することができますが、個人個人の手元に渡る書類は分かりやすい情報にするため額のみを掲載する形

平成 28 年度第 3 回 公契約審議会議事録

石原会長	になります。ただ、新年度に公告される案件については労働報酬下限額が従来の 835 円から今回設定した 2,000 円前後になりますので、その変わる日付など労働者にとって重要な部分を掲載していく予定です。
契約検査課長	掲載内容について具体的な要望があれば事務局で対応していただける
石原会長	ということで良いでしょうか。
(各委員)	必要があるらば掲載させていただきたいと考えています。
石原会長	その他ご意見等はよろしいでしょうか
	(意見なし)
	これにて本日の審議会を終了いたします。